

環境整備課からお知らせ

○騒音について

事業活動や生産活動に伴って発生し、広範囲に影響を及ぼす騒音については、法律や条例で規制する対象となります。

一方、生活騒音は人の活動にともなって発生するものですから、なくすことはできません。

また、生活騒音は、基準値より騒音レベルが低ければ解決するというものではありません。

みなさんが普段使っている身の回りのもの、もしかしたら騒音の発生源となり、近隣のかたに迷惑をかけているかもしれません。一人ひとりが普段から心がけて、必要以上の音を出さないように注意することが大切です。

【騒音トラブルをなくすポイント】
・時間帯に配慮しましょう
・音は小さくする工夫をし

ましょう

・音が外にもれない様に工夫をしましょう

・ご近所のおつきあいを大切にしましょう

○野焼き（野外焼却）

は原則禁止です！

ごみ（廃棄物）の野外焼却行為は法律で「原則禁止」になっています。

状況によっては罰則の対象になる場合があります。

野焼きについての注意点はつぎのとおりです。

・ドラム缶焼却、ブロック積み焼却、穴を掘っての焼却は、野焼きと同じです
・小型焼却炉でごみを燃やすことも禁止されています

町には野焼きによって「煙や悪臭で困っている」、

「干していた洗濯物に煙の臭いがついてしまった」「火災の心配」などの苦情が寄せられています。

ごみは燃やさずに、分別

ルールに従って、町の収集に出すようみなさんのご協力をお願いします。

○油・断・快適！下水道

下水道に油を

流さないで！

キッチンから流れた油は、下水道管のつまりや悪臭の原因となります。

また、鍋や食器に付いた油污は、洗う前にふき取しましょう。

この行動が川や海の良好な水環境につながります。

○下水道に異物を流さないで！

下水道にはトイレなどからの汚水と水に溶けるトイレトペーパー以外の異物（オムツ、下着、砂利など）その他のゴミ）を流すことが出来ません。

町の下水道管は急峻な地形であるため、下水道管中の汚水が傾斜で流れている場所ばかりではなく、マンホール内のポンプにより

流している場所が他市町に比べ多くあります。

このため、下水道に異物を流すと、ポンプが詰まって故障し、マンホールから汚水が溢れるなどの大きな事故の原因となります。

町ではこうしたポンプの定期的な点検と緊急時の対応などの維持管理を計画的かつ迅速に行っています。が、安心して下水道を使っていたために、今いちどご理解をお願いします。



▲ポンプに詰まった異物



除雪機購入費補助制度 をご利用ください

町では、積雪時における道路交通および安全で安心な住民生活の確保を目的とし、地域ぐるみの除雪活動を推進するため、除雪機購入費補助制度を創設しましたので、ご利用ください。

除雪機は毎年生産台数が限られておりますので、お早めの申請をお願いいたします。

〔補助対象者〕自治会または町内に居住する複数世帯で構成する団体
〔対象機械〕販売店から購入する新品の除雪機
〔補助金額〕購入費の2分の1以内（補助限度額15万円）
その他、詳細はお問い合わせください。

※このページの内容に関する問い合わせは、環境整備課
☎83-2367

環境整備課からの
お知らせ